

第24期火災予防審議会人命安全対策部会（第2回）開催結果

1 日 時

令和元年9月10日（火） 15時00分から17時10分まで

2 場 所

東京消防庁本部庁舎 8階特別会議室（千代田区大手町1-3-1）

3 出席者

(1) 委 員（敬称省略：五十音順）

大宮 喜文、鍵屋 浩司、唐沢 かおり、白石 暢彦、鈴木 恵子、西澤 真理子、野口 貴文、長谷見 雄二、藤野 珠枝、古川 容子、宮崎 緑、村上 隆史、渡辺 美智子

（計13名）

(2) 東京消防庁関係者

予防部長、参事兼予防課長、防災部副参事（地域防災担当）、予防部副参事（予防技術担当）、生活安全係長、原因調査係長、予防対策担当係長、係員2名、

（計9名）

4 議 事

(1) 第1回部会議事概要

(2) 火災事例の検討

(3) 現在の住宅防火対策と今後の検討の方向性について

ア 現在の住宅防火対策について

イ 分析・調査について

ウ 今後の検討の方向性について

5 資料一覧

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 第1回部会議事概要 | 資料1 |
| (2) 火災事例の検討 | 資料2 |
| (3) 住宅防火対策の現況と今後の検討の方向性 | 資料3 |
| (4) 現況の住宅防火対策の詳細 | 資料4 |
| (5) 火災調査結果の分析・解析 | 資料5 |
| (6) 住宅火災データ（10年間） | 参考資料1 |
| (7) 各種現況及び推計データ | 参考資料2 |

6 議事速記録

【事務局】

ただいまから、火災予防審議会人命安全対策部会第2回部会を始めます。

本日の定足数ですけれども、委員18名のうち現在12名の方にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

本日の部会の流れについてお話しさせていただきます。

諮問のテーマの確認なのですが、一番上にございます「スマートシティにおける超高齢社会の防火安全対策の在り方」となっております。約2年間の部会を通しまして、フォーキャストの視点で、現在ある住宅火災の課題から解決方策を検討しまして、提言に結びつけていただきたいと思います。また、バックキャストの視点から、住宅防火、理想的な未来像を思い描いていただいて、そこに至る道筋、それから、提言をお願いしたいと考えております。

本日は、現在ある課題、フォーキャストの視点から課題抽出をテーマに、火災事例や現在の住宅防火に対する対応策をご説明させていただきますので、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

前回、第1回の部会に、野口部会長がご都合により欠席されていらっしゃいました。本日は初回となりますので、恐れ入りますがご挨拶をいただきたいと思います。部会長、よろしくお願いたします。

【議長】

皆さん、こんにちは。1回目は所用につきまして欠席となりましたが、今年度部会長をまた仰せつかることになりました野口でございます。

テーマが、スマートシティという言葉と超高齢社会ということで、未来像を描いて、非常にうきうきするテーマでもあるのですが、実質的には我々はその超高齢者になっていくので、自分がどういう社会の中で生きるかという、非常に身に迫る内容になるのではないかなと思います。

最近未来社会云々ということで、いろいろなテーマがいろいろなところで掲げられていて、未来社会はこうあるべきだということでいろいろ議論があるようで、子ども時代、アニメの鉄腕アトムとかああいうものを見ていると、未来はこんな社会があるのだなと思いながらうきうきしていたのを思い出して、今回防火安全対策ということで、そういううきうきしないかもしれませんが、どきどきしないように将来を迎えたいと思いますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。

今日は、そういう意味で、実はフォーキャストのほうなので、むしろ現実味を帯びたところかと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、野口部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、議事次第にのっとりまして、最初に、第1回部会議事概要につきましてご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1が、第1回部会でいただいた意見概要になります。

これとは別に、参考資料1でデータを示させていただいて、第1回部会でご回答できなかった部分もご説明させていただきたいと思います。

それぞれの意見は、後ほどの資料の今後の検討の方向性というところで反映させていただいております。

まず、意見概要の1番です。前回資料で、住宅火災の高齢者の死者の割合が高くなってきているという説明で、そもそもの高齢化率の推移についてご質問がありました。こちらは、参考資料1の2ページの3番に、高齢化率の緑の線を足させていただきました。

高齢化率の上昇の推移と同様に、高齢者の死者の割合というのもおおむね同様な上昇傾向で推移しております。高齢化がこのまま進めば、さらに高齢者の死者の割合が増えると考えられます。

続きまして、2番です。子どもや身体的に逃げるのが難しい方の死者の割合についてで、こちらは参考資料1の4ページ、5ページに記載しております。9番が身体障害者や、その他体が不自由な者の人数です。10番が、寝たきり、歩行障害。11番が、疾病や外傷がある者の死者数となっております。それぞれの要素で、10年間の死者714人のうち200人以上いる形になっております。重複もあるので、12番でそれらの1つでも該当する者や、避難が困難な幼児と75歳以上の観点で見ると、714人中505人で、7割ぐらいの方が避難に何らかの支障がある人になっています。

再び資料1に戻っていただき、2番の意見で、高齢者でも元気な方がたくさんいる。あと、IoTなどが使いこなせない、いわゆる情報弱者となるということに関して、それは必ずしも高齢者とは限らないということで、コスト問題やライフスタイル等も考えていくべきという意見をいただいております。

3番目の意見として、高齢者に独特のリスクがあることや、高齢者が高い割合で1人のときに犠牲になっていて、それが1つの焦点であること。また、テクノロジーとそれ以外の因子をいかにうまく統合するかということで、ソーシャルサポートが周りにない状況をテクノロジーで補う一方、補い切れないところをどう補完するのかということを議論の軸としたほうがよいという意見をいただきました。

次に、4番の要配慮者の対策というのは、後の資料でお示しいたします。

5番目の意見で、住警器のさらなる普及が重要であるということ。最近では、住警器があっても火災時に1人、2人というケースがあって、住警器と連動して一斉にメールを送ったり、玄関の外に知らせるなどの方法も有効であるということ。さらに、最近では住宅用スプリンクラーが50万ぐらいで設置できて、火災リスクが低い加熱式たばこという物も登場し、そうしたものの普及啓発も有効であること。さらに、住宅防火の対策というのは、さまざまなメニューを示して選択できるようにするということが重

要で、どういう方法で選択してもらえ環境に思っていくかについて検討してほしいという意見をいただきました。

6番目の意見として、火災は非常に社会的で、被害を受ける人の社会的特性にはかなり偏りがあるということで、そうした観点も持って今後の分析をしてほしいという意見をいただきました。この次に行う火災事例の検討のほうで、そうした社会的背景にも着目してまとめさせていただいております。

7番目は当庁意見で、割愛させていただきます。

8番目の意見で、スマートではない部分も実は技術である程度補える可能性があり、そうした検討も必要という意見をいただきました。

9番目の意見として、伝建地区という古い町並みの防災計画での経験から、共助は近隣関係がしっかりできていないと難しく、過去のデータ等を見ても、顔を見て挨拶をする近隣関係までいかないと、隣の家の感知器が鳴っても119番もしないことがあるというお話がありました。また、非火災報が減って、早い段階で火事を捉えて火災拡大をゆっくりできれば、より命が救えるといった意見や、高齢になる以前に消火器を扱える訓練をしたり、高齢でも扱える消火器の開発などの検討が必要ということや、さまざまな制度とは年金暮らし等を考慮として、高齢になる以前に対策することも考えたほうがよいという意見をいただきました。

10番目の意見としては、今後の映像技術の活用の可能性についてのご意見をいただきました。

11番目として、スマートシティの恩恵にあずかれない方を無くしていく方法も必要という意見をいただきました。

12番目では、都市部と周辺部の違いについてということで、単純データとしては参考資料1の13ページの30番に市町村別の火災状況を載せていますが、特徴というところでは、今明確に見えていない部分もあるので、今後の分析でそのあたりを示せればと考えております。

また、戸建てと集合住宅の違いということで、参考資料1の9ページ、そもそもの存在割合ということで、平成30年の住宅・土地統計調査結果の存在率を見ると、棟数だと、戸建て・長屋が8割ぐらいあって、共同住宅が2割ぐらいなのですけれども、戸数で見ると、戸建て・長屋が3割程度、共同住宅が7割程度を占めております。それが、9ページの19番の表になります。

参考資料1、20番で、平成30年中の住宅火災の建物用途別出火件数を示しています。複合用途とは消防法の用途で、おおむね共同住宅が多いのですけれども、共同住宅の下にお店が入っているようなものと考えていただければと思います。そうすると、火災発生件数は戸数の分布にほとんど近くて、火災発生自体は住宅・長屋と共同住宅で同じように発生はしているということになります。

死者発生火災件数としては、30年中はあまり差がないのですけれども、21番の表の10年間の件数で見ると、住宅・長屋が46%ということで、存在率と比較しても少し高い数字になっています。共同住宅といっても耐火建築物等いろいろあると思いますので、その辺も踏まえて、今後行っていく予定のデータ分析等でさらに見ていきたいと思っております。

資料1に戻っていただいて、13番目の意見といたしまして、ハード面、ソフト面、両面での視点による議論と、ソフト面は、ライフスタイルやコミュニケーション、ITリテラシー、コミュニティの復活などを考慮した議論が必要という意見をいただきました。

14番目の意見として、コストをどこまで税金で出すか踏み込む議論も必要ということと、警報器にSIMカードをつけてすぐに消防に情報を飛ばせるシステムを安くつくれば普及するのではないかと意見をいただきました。

15番、16番に関してはデータ分析などについてアドバイスをいただき、今後に反映したいと思っております。

17番で、前回説明が少し足りなくて、議長から過去に行われてきたことを含めて、あるいは、今後の検討の余地があるものをもう一度精査してまとめてほしいということで、この後に出てくる資料3のほうにそちらをまとめています。

前回意見概要は以上になります。

【議長】

ありがとうございました。

ご説明いただきました意見概要につきまして、ご質問やご意見はありますでしょうか。

【委員】

統計の分類の質問なのですがすけれども、参考資料1の9ページの19番、20番「住宅・長屋」となっていて、共同住宅というのはマンションとアパートと想像ができるのですけれども、「住宅・長屋」という

ともものすごくいろいろなタイプが入ってきてしまって、これだと属性が分からないですよね。これは、ほかの分類で、消防庁さんは、データは集めていないのですか。

【事務局】

消防では、基本的に住宅・長屋のデータというのはあまり持っておらず、建て方別住宅数のほうは住宅・土地統計調査結果のデータなのですが、こちらの分類に合わせています。

【委員】

ということは、個別には分かるのですか。

【事務局】

消防では、住宅・長屋がどのくらい存在しているのかというのは分からなくて、あくまで20番は火災があった建物の件数で把握しているという形になります。

【委員】

属性が分からないと、何となく対策が。

【事務局】

この20番は住宅と長屋で分けることは可能ですが、19番と比較する上で、一戸建・長屋建という形でデータを出しています。

【委員】

あと、長屋という分類は何でしたか。2つ以上の住宅を1棟に連ねたもので、各住宅が別々の出入口を持っている。これは、今どきのタウンハウスではないのですか。

【事務局】

それも含まれます。

【事務局】

共用部分の有無によって分けており、共同住宅は共有部分があるのですが、長屋には共用部分がありません。見た目はちょっと同じような形ですね。

【委員】

分かりません。

【事務局】

住宅・長屋という中で、属性とおっしゃっていたのですが、例えば数は少ないと思うのですが、耐火造でできているとか、木造だとか、そういう構造での分類分けですとか、それぞれの面積で分けるとか、火災が起きた住宅と長屋の中の、そういう分類分けはすることはできます。

【委員】

私が伺いたいなと思っている点は、例えば、私のいる横浜だとあまり火災がないなという気がして、戸建てで、住宅地なのですが、そんな大きな火災は起きていないし、あまり聞いたこともないというのが正直あって。一体こういう火災というのは、どこの地域で、どういう住宅だと生じやすいのかということ。

例えば、一番の原因がたばこで、次がコンロではないですか。だから、どういう地域にどういう家が集中していて、どういうものだとそれが起きて、そのパターンというのがあるかどうかというのを伺いたくて。そうではないと、対策というのがあまり立てられないのではないかなという気がするのですが。

それ以上踏み込んでしまうと、その方の家族の所帯の収入とか、どれぐらいの所帯なのか、どれぐらい火災警報器をつけているのかとか、そこまで踏み込まないと、何かぼわんとして分からないというのが、私の理解不足なのですが、ただそれだけを伺いたかったです。

【事務局】

火災が起きたそれぞれの住宅に、今おっしゃっていたような、住宅用火災警報器がついていたかですか、たばこを吸われる習慣があったかどうか等は、居住者あるいは周囲の方からのお話で分かれば、1件1件の火災、あるいは建物の属性としては把握しています。ですので、これから細かく分析していき、分類分けをすることはできます。

【委員】

可能なのですね。

【事務局】

はい。ただ、その後おっしゃっていた、収入に関しては、うちのほうではデータがないです。

【委員】

もちろんそうだと思います。そこまで踏み込むかどうかは別にして、属性がどうなのかなというのが気になったから伺いました。結構です。

【議長】

後で、資料2でご説明いただく中に含まれている情報で十分かどうか、またそこでご意見いただければよろしいかなと思います。

今のご質問についてはよろしいでしょうか。

他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見概要のほうはこれでご承認いただいたということで、次の議題に移らせていただきます。次の議題が火災事例の検討ということでございまして、こちら事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料2 火災事例11件の説明を実施

【委員】

これは「覚知」と読むのですか。出火から何分後との記載がありますが。

【事務局】

覚知とは、消防機関が火災の通報を確認した時間になります。専門用語で申し訳ありません。覚知というのは、そういった時間です。

【委員】

出火から13分後というのは、119番を受けた時刻なのですね。

【事務局】

そうですね。出火時間というのは予測になってしまうのですが、おそらく13分後だということです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【議長】

ありがとうございました。

ただいまの資料2につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】

この事例は、どういう視点で、このサンプルを抜き出されたのですか。

【事務局】

平成30年中の死者が発生した火災データの中から、焼損面積で区分し、ある程度延焼した半焼以上の火災、部分的に燃えた部分焼火災、ぼや火災とサンプル的に抽出しました。出火原因や死因など不明なところが多いものは調べようがないので、ある程度詳細なデータがあるものの中から、適当と言ったらあれなのですけれども、いくつか抽出してみたという形です。

【委員】

特にプロフィールの中で、異質なものの代表的なものを抜き出したということではないですか。

【事務局】

そうではないです。

最後の事例11のダンボールの特殊な火災についても、別にそれを狙って抜き出した訳ではありません。データ上では、着火物がダンボールとなっているだけで、調査書を詳細に見てみたら特殊な状況だったということで、データでは出てこない部分ということです。

【議長】

他、いかがでしょうか。

【委員】

この11事例は、平成30年中の死者が発生した火災件数との割合ではどのぐらいになるのですか。

【事務局】

参考資料1の3番に、住宅火災による高齢者の死者数が出ておまして、高齢者以外と高齢者を合わせて、平成30年中の住宅火災では66名の方が亡くなっているうちの11件ということで抜き出しております。

【委員】

先ほど説明がありましたけれども、10年間で714人、火災で亡くなっている方がいらっしゃって、そのうちの約200人がたばこが原因による火災で亡くなっているということでしたよね。

たばこだと、無炎燃焼から始まってという経過をたどることが多くあるでしょうから、今回の事例で事務局の考察しているように、一酸化炭素を早期に検知することは相当意義があるのかなという印象は受けました。

なかなか機器が普及していない状況もあるのですけれども、COセンサーもある住宅用火災警報器というのは有効性があるかなと思います。

それから、説明があった事例は、特異なものでなくて全体的に抽出しているということなのでも、着火源と着火物との関係の中で、火災が起こるべくして起きているという印象を受けるものも多いので、説明のなかで触れられていた住宅防火診断を活用して、火災を発生させないような対策も並行して進めていくということも非常に重要なかなという印象を受けました。

【議長】

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

【委員】

こちら、詳しくいろいろなデータと考察をご提示いただいていると思うのですが、ここの考察に述べられているような情報が集まると、どのような要因が事前に火災や被害を防ぐ可能性があるのかについて、知識が蓄積すると思います。このようなところまで踏み込んでデータを蓄積できる火災事例は、全体の大体どのぐらいの割合ですか。先ほどのお話を聞いていると、全てがそうではないようにも聞こえたので、お教えください。

【事務局】

具体的な数は分からないのですが、出火時に1人で亡くなっていると、基本的に不明箇所が多くなりますが、出火時に1人であった火災というのは、件数としては多くなっています。その中でも、いろい

ろな出入りした人の証言等で、ある程度出火時の状況を埋めていっているという形です。

【委員】

仮に、半分ぐらいなのか、または、例えば、本当に挙げていただいている件数プラスあと少しなのか、もう少し拡大して、こちらの統計分析と合わせて少し数値的な解析ができるレベルなのかというのは、確認させていただければと思ったのですが、そのようなことは件数の感触としては分からないということでしょうか。

【庁内関係者】

火災の原因などはケース・バイ・ケースでして、おひとりで全く人との接点がない方もいらっしゃる、訪問で介護を受けている方もいらっしゃいますし、それは調べてみないと、どのぐらいの割合かというのは分からないです。

【委員】

ありがとうございます。

【事務局】

我々も今回調べてみないと分からないということで、サンプルで調査書を持ってきました。死者の発生した火災では、1件の調査書が写真等も含めてこのぐらいの厚さになりますので、今後の分析でより多くの件数の調査書を調べてみて、うまくデータと結びつけられたら、今までにない考察ができるかなと考えております。

【委員】

この抽出された11件が全体像をどれぐらい正確に反映しているかどうかというのはちょっと分からないのですが、これを伺った限りだと、2分後に通報しても、100分後でも、結果が同じだったりするんですね。亡くなるのは亡くなっているというような感じになっておまして。即119番したからといって助かるとは限らないように、印象ですが受けました。

例えば、救急車が出勤したときに、心肺停止しても4分以内だったら蘇生できるとか、割と統一の現象があると思うのですが、火災というのは本当にまちまちなのだというのがよくわかります、これで。原因も、燃え方も。

そうすると、通報そのものが一刻も早ければいいというだけではない対策が多分必要になってくるのではないかなと。燃えないベッドにするとか、通報器から直接データが行くようにするとか、ハード面で防げるものもあるのではないかというのを感じました。

その辺のところ、何分以内だと助かるというルールが例えば難しいのだとしたら、こういう状況だと被害は少なくて済むというような整理ができるものなのかというのは、いかがなのでしょう。

【事務局】

確かにいろいろ状況がある中で、特にたばこなどは煙が出ないで燃焼している時間が長い等、整理の難しい部分はあります。

ただ、いろいろな状況の中で、通報が早ければあるいは自動で行けば、奏功になった事例もあれば、そうでないものもあるというのが、実情だと考えています。何か1つの策をやればおおむねこれで解決しますよということにはならないと考えています。

【庁内関係者】

今のお話の中で、時間に特に着目されていたかと思うのですが、火災の中の死者もいろいろなパターンがありまして、寝たばこの場合ですと煙を枕元で吸ってそのまま亡くなってしまうというケースもありますし。火災事例6の場合ですと、ガステーブルで調理をしていて着衣について、そのまま狭くて身動きできなくて亡くなってしまう。そういう場合ですと、時間ということよりも、機器とか環境というところに依存しますので、個別のケースを見ながら対策を立てていくことはできるかとは思いますが。例えば、あふれ火がしにくいガステーブルとかですね。

【委員】

そうですね。

【議長】

他、いかがでしょうか。

【委員】

例えば、具体事例としては、燃焼しづらいものに変えたらよかったとか、たばこの始末をちゃんとしておけばよかったとか、いろいろあると思います。ではこれらについて、今の段階でどの程度なされていて、これらは今後改善の余地があるものなのかということが重要になるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。いろいろな働きかけがなされていて、なお、この状況であれば、働きかけの仕方を変える必要があるという議論になると思いますし、今まだあまりなされていないなら、このような点にダイレクトにアプローチしていく話になると思います。このような観点について、現場の感触を教えてください。

【事務局】

それにつきましては、この後、今実際どういうふうに、高齢の方に対して防火診断等のアプローチをしているかということをお話しさせていただきます。ただ、その防火診断等を行った結果、どの程度改善しているのかというのは、正直数値で出にくいところですので出せてはいないのですけれども、この後に説明させていただきます。

【委員】

このいろいろな事例の中で、住宅用火災警報器がついていない、もしくは可動しなかった事例というのは死者の事例の中で何パーセントぐらいあると見たいいのですか。このいただいた事例の中には、住宅用火災警報器の設置がないですとか、働いていないというのがあったと思うのですが、割合的には、ここの事例に挙げていただいている割合と全体とはほぼ同じぐらいと見てよいのでしょうか。

【事務局】

今持ってきているデータでは、作動があったかどうかについてではなく、設置されていたかどうかについて、参考資料1の11ページの27の平成30年中火災の住宅用火災警報器設置状況に記載しており、死者発生につながったのが何件というのは分かります。ただ、本当にその場で鳴ったかというデータは、今のところなくて、その辺も含めて、今後のデータ分析のときに検討させていただきたいと思います。

【委員】

資料は戻ってしまうかもしれないのですけれども、今のご提示いただいた資料2の11事例というのは、いろいろな地域のを多分出していたと思うのですが。参考資料1の東京都内の区別の発生率と発生件数と死者数を見ていると、足立区がものすごく死者数が多くて、世帯数はそうでもないのですけれども、死者数が多いですね。例えば、それと世田谷を比べると、世田谷は低いなど。ぱっと見た感じすごくそう思ったのですけれども、こういう、例えば地域による特性というのはあるのですか。

【事務局】

なかなかこれは難しいのですけれども、感覚的には住まい方がすごく影響してくるので、地域差というのはあると思います。ただ、それがデータとして出てくるかといったら出てこないのですけれども、足立区と世田谷区では住まい方が異なる方や、高齢でひとり暮らしの方が多かったりとか、様々な要因が重なり、そういうところが多いなという認識は持っています。

【委員】

このデータでも出ていますよね。

【事務局】

個々の住まい方に対して、対策を立てられるかという、そこは立てようがない部分もあります。

【委員】

例えば、足立区の発生しやすい地域に、重点的に、今からお話いただく防火指導をしているとか、そ

ういうことはなさっていますか。

【事務局】

そうです。実際に、やっています。

【議長】

とりあえず、11件事例の紹介をいただいたということで、全体像がどうかというのはいろいろご質問ありましたが、今後このような事例を通じての分析を深めていただけてということで、次の議題のほうに移っていきたいと思います。多分、またそこで同じようなご意見が出てくるかと思いますが。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、議題の3「現在の住宅防火対策と今後の検討の方向性について」ということで、まず、ア、イ、ウとありますけれども、アの「現在の住宅防火対策について」というところから説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料3のご説明をさせていただきます。

資料3は、住宅防火対策として、東京消防庁あるいは一般的に進められている事項、それから、右側の事務局が考えている今後の検討の方向性をあわせた資料になります。

一番左側に「要素」と書かせていただいていますけれども、「出火防止」「早期発見」「通報」、それから「初期消火」「延焼拡大防止」「避難安全」こういった要素をテーマごとに、現在やっているような対策、それからその右側、今後を見据えたような対策というような書き方で書いております。

まず、左半分についてご説明させていただきます。

「出火防止対策」につきましては、2008年からガスコンロの過熱防止装置を設置義務化したり、石油ストーブにつきましては、2009年から安全装置をつけることが義務化されたりということで進んでおります。前回もお話が出たと思うのですが、ガスコンロの安全装置がついた関係で、そういった火災がある程度抑えられているという話もございます。

「早期発見」につきましては、今もお話が出ておりましたけれども、住宅用火災警報器が義務化されて約10年が経過しております。10年が経過しまして、交換時期、工業会さんなんかでは10年たったら取りかえるということで随分進められておりますし、東京消防庁としまして、別途東京都住宅防火対策推進協議会という会議を設けておまして、そちらでどのように設置の促進と交換を進めていくかということをご本年度検討しております。

「通報」の説明については、後にさせていただきます。

「初期消火」、「延焼拡大防止」についての対策ですけれども、エアゾール式の簡単な小さいタイプの消火器ですとか、防災製品の普及といったことも、東京消防庁だけでなく、総務省消防庁さん、それから各団体さんで進められているのが実情でございます。

中段の「早期通報」のところは、少し重点的にお話させていただきたいと思います。資料4-1をごらんください。現在、東京消防庁で、早く通報する制度として、こちらの「住宅火災代理通報」、それから「火災安全システム」の2つをやっております。

左側の「住宅火災代理通報」というのは令和2年4月から正式に運用開始予定で、現在試行中の制度になっております。

まず、この2つ、概要を簡単にご説明します。中段にあります絵をごらんください。

「住宅火災代理通報」といいますのは、住宅の中に設置している火災警報器が作動した場合に、民間事業者さん、いわゆる警備会社さんに通報が行きます。一般的には火災警報器単独でそういう契約をされているというよりは、おうちのセキュリティに合わせて、プラスアルファ、オプションで契約されているというような実態も多いかと思っておりますけれども、その警報器が作動した場合に、警備会社さん、民間事業者さんの受信センターに信号が行きます。

それを受けると、事業者さんは確認の電話を契約者の住宅にかけます。電話に出てください、火災ではなくて、例えば魚を焼いていて鳴ってしまいましたという場合もありますが、実際に火災ですということであれば当然119番通報していただきます。それ以外に、電話に出られないような場合、状況が分からない場合であっても、119番通報をしていただきます。

それと同時に、事業者さんは、それぞれの待機場所や詰所から、現場に駆けつけていただく現場派遣員という方がそのおうちのほうに向かいます。当然119番の通報を受けた東京消防庁からも、必要な車が向かうという制度になります。これは要は事業者さんが一度仲介しているシステムになります。

右側の「火災安全システム」ですけれども、これはおうちに設置してある住宅用火災警報器が鳴りますと、固定電話のNTT回線を経由しまして、直接東京消防庁に電話がつながります。住所等の録音された音声で、住宅用火災警報器が作動した旨の通報が入ってくるので、その内容を聞いた東京消防庁から消防車が向かうというシステムになっております。

左側の「住宅火災代理通報」なのですけれども、実際どの位の方が利用されているかというのは東京消防庁としては把握していません。それぞれの、いわゆる事業者さん、警備会社さんのほうと契約されていらっしゃる方が母数になります。

右側の「火災安全システム」ですけれども、そちらは事業主体が実際には区市町村になります。区市町村が事業主体として、そちらにある対象者、いわゆる高齢の方、あるいは障害をお持ちの方でひとり暮らしの方、あるいはそれぞれ区市町村で認められた方というような、いわゆる要援護者といわれる方々のご家庭についているシステムになっております。

この2つの中で「住宅火災代理通報」のメリットというのは、非火災報をある程度排除できる点です。先ほどお話したような魚の煙を感知してしまった、あるいは、火災ではない別の理由で作動してしまった等の非火災を、契約者がおうちにいらっしゃる場合は事業所さんが電話での確認をすることで、それが119番通報されない、東京消防庁には通報が来ないということが一番のメリットかと思えます。かなりの数、そういう状況があると思われま。また、非火災で火災警報器が作動した場合、いきなり赤い車が来られることを契約者が嫌がると思いますか、警備会社さんに一度確認して欲しいということをおっしゃる方がいるということも聞いております。そのような制度です。

一方、「火災安全システム」の一番のメリットというのは、やはり警備会社さんを媒介しない分、とにかく早く通報を受信できるということがメリットです。ただ、資料4-1の表で設置数が181件とありますように、なかなか設置数が伸びない、実施主体である区市町村さんのご意見もあると思うのですけれども、数としてはなかなか多くはない件数となっております。受信件数も、実際3年間で37件受信していますけれども、火災だったという事例は1件もない状況です。

資料4-1、裏面をごらんください。

「住宅火災代理通報」、間に事業者さん、警備会社さんを挟むシステムのほうですけれども、そちらで実際に火災だった場合の奏功事例といえますか、被害軽減につながった事案、2事案を載せてございます。

事例1は、2月早朝に火災覚知しまして、事業者さんの現場派遣員が現場に急行されています。消防隊もあわせて出場しまして、現場派遣員さんがお持ちになった鍵、セキュリティなんかも当然契約していれば鍵もお持ちになっていますので、鍵で玄関を開放して中に入ったところ、実際には電気ストーブと座布団が接触して火災が発生しており、消火にあたっております。

事例2ですけれども、こちらは10㎡焼損ということで、部分焼の扱いになっております。実際に、こちらは火災信号を受けた事業者さんが折り返しの電話確認をしていますけれども、その電話には出られていませんので、そのまま119番されて、現場派遣員、それから、東京消防庁からも消防車が出動しております。実際には、居室内で煙が充満していましたので、消火活動を行っております。この火災により住まわれていた方が中等症のけがをなさっております。

「火災安全システム登録件数の推移」ということで、資料4-1の3番のグラフでご紹介させていただいております。約10年前878件、平成21年878件だった登録件数が、30年現在181件ということで、かなり減っております。

減っている原因というのは、区市町村のほうに直接お伺いしている訳ではないですけれども、区市町村の中では「火災安全システム」ではなくて、警備会社さんが間に入る「住宅火災代理通報」に、助成金といいますか負担をなさって、収入の状況によっては利用者さんも出される場合もあると思えますけれども、そちらのシステムに移行されている自治体さんもございます。そういった関係で減っているということも事実です。

この2つ、それぞれメリット、デメリットがあるのですけれども、早期に火災を覚知して消防が知るという意味では、それぞれ今後検討していかなければいけないシステムだと思いますし、現状でも改善すべき点、ご意見等ございましたら、積極的なご意見をお願いしたいと思っております。

続きまして、資料3に戻りまして、左半分、今、ハード対策のほうをお話しさせていただきましたので、右側のソフトの対策を説明させていただきます。

資料4-2で現在よく住宅の防火診断などで配布させていただいている資料ですとか、資料4-3では児童や学生に対してどんな訓練を行っているかということをご紹介させていただいております。

その他、PR方法として、ホームページ、メールマガジン、それから、火災予防運動時の行事や、リーフレットやチラシでの広報といったものを記載させていただいております。

地域ごとの対策としましては、資料4-4にございます、消防署で住宅防火防災対策推進協議会、こういった会議を関係行政機関ですとか地域の皆様と一堂に会しまして検討して、地域防災に取り組みせていただいております。

先ほども質問があったと思うのですが、防火診断の方法について少し詳しくご説明させていただきます。資料4-5をご参照ください。

今、防火診断とひとくくりにしてはいますが、中段の表の中で左側に「防火防災診断」、それから右側に「総合的な防火防災診断」ということで、2つに分けて書いてございます。左側の「防火防災診断」は、いわゆる一般家庭によく回っているようなスタイルの防火診断、右側の「総合的な防火防災診断」は、より詳しく、要配慮者の世帯に特化してやっているという内容になっています。

一般的な「防火防災診断」は、基本的には防火防災にかかわる意識の啓発、それを一番の主目的にしておりまして、玄関口でリーフレットを配るといった内容が一番のメインになっております。また、住戸内への立ち入りといいますのはなかなか心理的なハードルも高いと思いますので、広く数多く実施するためにこのような方法をとっているのが、いわゆる一般世帯向けの防火防災診断になります。

要配慮者向けの「総合的な防火防災診断」なのですけれども、こちらは個々の状況に対応した防火診断を行うために、住宅の中への立ち入りを原則として、診断を行う対策になっております。住宅の中に入りますので、地域包括支援センターさんですとか、民生委員さんの仲立ちにより実施することも多い診断となります。基本的には消防機関の診断を受ける意思を確認して、中に入りますよということをご了承していただいた場合に実施している診断になります。

住宅内に入りまして、この資料の2枚後ろ「総合的な防火防災診断シート（危険度チェック表）」、これは両面になりますけれども、この表に基づきまして、ご本人にたばこの習慣があるかどうか、寝たばこの習慣があるか、たばこの焦げ跡がないかですとか、そういったところを一つ一つ細かく質問し、家の中の状況を確認させていただいて、今後の火災予防に結びつける、あるいは、すぐに直せるものがあつたら、可能な範囲で改善作業をすぐ行うということも、総合的な防火防災診断のメリットといえますか、売りにしております。コンセントや電気プラグの周囲のほこりの除去ですとか、一時的な簡易的な家具の移動ですとか、そういったことも診断の中で行っています。

平成30年中の、こんなことが奏功事例として挙げられますよというのが、資料4-5の、下のページで7、8ページに12件載せてございます。

それぞれ、1番目はガスコンロ脇の壁面が焼損しているのをすぐ見つけて、とりあえずガスコンロを使わないようにお話しさせていただいたりとか、あとは、コンセントあるいは配線関係、そういったものの溶融ですとか、そういったものを発見した場合は改修に結びつけている事例をそちらにご紹介させていただいております。

実際に、この総合的な防火防災診断を行う方というのは、例えば通報の関係でご高齢の方が使っている救急車を呼ぶシステムをご利用されている方ですとか、消防署が把握している要配慮者の名簿の中から、ご了解いただいた方のごところにお邪魔するというのも1つの方法ですし、それ以外にも、先ほど申し上げました支援センターさんですとか民生委員さんですとか、仲介になっていただく方を介しまして、診断を受けたい、要は、おうちの中にお邪魔するということになりますので、その了解がとれた方のごところにお伺いするというシステムになっております。

この2つが、東京消防庁として実際に行っている防火診断と言われるもののご紹介になります。逆にこれらの対策に対してご意見ですとか、今後望ましい形ですとか、ご意見ありましたらぜひ頂戴したいと思っております。

一旦ここで説明を中断させていただきます。

【議長】

ありがとうございました。

資料3、4を用いて説明いただきましたが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見等はありますでしょうか。

【委員】

防火防災診断、一般世帯のほうですけれども、全世帯のどれぐらいの割合を行っているのですか。徐々に毎年行くのかもしれませんが。

【庁内関係者】

春の火災予防運動と秋の火災予防運動等を通じまして、各消防署で計画して、基本的には町会・自治

会長を通じて実施しています。署により町会自治会がない地域等万遍なく行くようにしております。

【委員】

世帯側から見ると、何年かに一遍は来るという感じになるのですか。

【庁内関係者】

あくまでも消防署によりますが、そのような形で実施している消防署もあります。

【委員】

そのときには、消防署員が直接、全世帯を回ったら大変だと思うのですよ。消火活動を行ったり、いろいろな仕事をしなければいけない。そうすると、消防団員とか町内会とか、この方々を活用するという感じですか。

【庁内関係者】

そうです。基本的に、町会、自治会がある地域におきましては、町会・自治会長にあらかじめご連絡をして、この地域で防火診断等をやらせていただきますとか、そのときにはもちろん連携して、消防団の方や町会の方と一緒に回っております。

【委員】

総合的なほうは、専門家が見ないと分からないとかありますよね。壁が焦げていたりするというのは素人が見ても分かるかもしれませんが、それは直接消防の職員の方がお出でになる。例えば、民生委員にかわりに行ってねといっても、分からないですよ。これはどうなのですか。

【庁内関係者】

今、委員のおっしゃったとおり、「総合的な防火防災診断」ですが、それこそ地域包括センター等の連携先がないとなかなかできないところもありまして、基本的には連携して行っております。ただ、消防署もご依頼があれば、事前にそのお宅にお声がけをして行くこともあります。

こちらの資料4-5のところで書いてございます地域包括支援センターとか、あと民生委員さんとか、いろいろな人たちと連携をしながら、消防職員がついて行って、火災危険や地震対策とか、この「総合的な防火防災診断」では見るポイントがございますので、こちらのほうを見えています。

【委員】

30年の実施実績が1万602件ということは、毎年1万件ずつぐらいは回っているということですか。

【庁内関係者】

そうですね。平成30年につきましては1万602件なのですが、「総合的な防火防災診断」自体は平成25年から始まっている事業でございまして、着実に件数は増えてございます。

先ほども、こちらの資料3の真ん中あたりの「早期発見」のところで、東京都住宅防火対策推進協議会という協議会がありまして、第14期の協議会ではこちらの総合的な防火防災診断の在り方について検討いたしまして、いろいろな委員からのご提言もいただいたところでございます。

【委員】

ありがとうございました。

【議長】

他、いかがでしょうか。

【委員】

今の「総合的な防火防災診断」に関連してなのですけども、これだけの数を実施するとなると消防職員の方々も含め、相当の負担が生じますが、非常に効果がある対策だと思いました。

実施にあたり、具体的に、どのように対象を決めていくかというのは重要な要素を占めているのかなと思ひまして、先ほどの火災の事例のように、消防のプロフェッショナルの方々であれば、こういった

ところがハイリスクグループになるのかというのは目星がつくのかもしれませんけれども、火災危険のある対象を抽出していく方法をどういうふうに工夫されているのかなど。地域包括支援センターとか民生委員とか、いろいろな方々が対象となる方のお宅に訪問する機会があるでしょうから、そういった中で、このお宅はこういう傾向があるというのが分かれば、より効果的に対象が絞れるのかなと思いましたので、そういった試みをされているのかというのが1つ目の質問であります。

それから、もう1つは、このような住宅防火診断、基本的にこちら側が対象を選んで実施していることですが、諸外国では、対象者は限定的ですが、住民の方々から要望があり、それに応じてこういう診断を実施し、いろいろなアドバイスをしたり、住警器をつけたりという事例もあります。そういうオンデマンドに対応していく方法というのは、将来的に考えておられるのか。その2点、よろしくお願いします。

【庁内関係者】

まず、1点目のご質問ですが、委員のおっしゃるとおりで、第14期の東京都住宅防火対策推進協議会の中でも、真に診断が必要な対象者を絞り、効果的に診断を進めていったほうがいいのではないかといいご提言もいただいております。また、先ほど事務局からも説明があったとおり、過去の住宅火災の死者の分析結果等を基に、ピンポイントにやっていったほうがいいのではないかといいご提言もありましたので、今後効果的な診断を実施していければと考えております。

現在も、先ほど委員がおっしゃったとおり、包括支援センターや、民生委員さん、ケアマネジャーさんとか、いろいろな方々と連携をとっております。例えば、町会の方から、「このお宅でたばこを吸っている方がいらっちゃって、お部屋もたくさん堆積物とかがあるので、見に行っただけませんか」とご要望もあったと消防署から聞いております。そのときには町会の方と一緒に、そのお宅に総合的な防火防災診断に行った聞いております。

質問の1番と2番が一緒になってしまうかもしれませんが、そのように今、消防署としてもやっております。

【委員】

イギリスなどでは、消防署によりますけれども、ホームページ上に申し込み欄があって、そこから申し込むと来てくれるというのがあったりするので、こちらから実施するだけでなく、住民の方々からの要望を受けて実施することも1つの方法だと思いました。

【庁内関係者】

今の2つ目のご質問で、住民の方々からの要望があったときの話をいただきましたが、第14期の東京都住宅防火対策推進協議会の中で、試験的に、人が集まる場所、例えば、スーパーマーケットではないのですけれども、そういった人が集まる場所で、申込書のような物を作りお配りして、もし必要があれば防火診断を行いますので連絡くださいということをやらせていただきました。結果としては、申し込みがあって行った住宅については、きれいに片づけられていて、危険性が高いところがあまり出なかったというのが結果的にはございました。

ただ、それ以外にも、そういった民生委員さんとか、協議会の方から、このご家庭はそういった危険性があるよといった情報をいただければ、我々としてはそこには行きたいと思っていますので、そういった情報提供を今後も協力していただきたいと思います。

【庁内関係者】

補足になります。先ほども申し上げましたとおり、当庁としましても、もちろん広く診断をやりたいと思っていますので、ホームページや各種媒体を通じて、「総合的な防火防災診断」をやってみませんかという広報は常にやっておりますので、補足としてつけ加えさせていただきます。

【委員】

さっき事例紹介で、ケーススタディの11番目にダンボールを敷いてろうそくをつけていたという話があったのですけれども、これは警察から注意されていたにもかかわらず火災が起きてしまったと。これは、警察から消防署に連携はあったのですか。こういう事例こそ、中をちゃんと見に行っただけで、ダンボールを片づけさせておかないといけないのかなという感じがしたのですけれども、これは大丈夫だったのですか。

【事務局】

調査書類から抜き出しているもので、実際にそこで警察とコンタクトがあったかどうかというところまでは把握はできておりません。

【委員】

こちらの「総合的な防火防災診断」の取り組みというのは、かなり効果が上がっているということかと思いますが、一方で、申込書を持ってくる人はみんな家が片づいていたというお話がありました。従って、この取り組みの範囲として、ある程度、近隣の関係という点から、つながりを深く持っている人とか、意識の高い人を、ここでは拾っているのかもしれませんが、もちろん、このような人たちのありようを拡大していくと議論もできなくはないですが、一方で、これらには該当しないリスクの高いグループの方々に対して、このやり方をうまく拡大していくことで大丈夫なのかは、疑問があります。

例えば、民生委員の方々とか、ホームヘルパーさんに一定の権限を持っていただくなど、働きかけを強化してもらうことで大丈夫でしょうか。感触としてはそれではなかなか難しく、どうしても取り残されてしまうところがあるのでしょうか。もしあるなら、どのぐらいの割合なのかで対策も変わってくると思います。このような論点について、お考えや、現状、把握しておられる情報などを踏まえ、教えていただけると、ありがたいです。

【庁内関係者】

まず、先ほどの連携、こちらも第14期の東京都住宅防火対策推進協議会でも、委員と同じようなご意見をたくさんいただきまして、その提言といたしましては、消防だけですと、情報が狭いものになってしまいます。町会・自治会さんなどの身近な地域の人たちやケアマネジャー、包括支援センターさんなど、いろいろ貴重な情報を持っていらっしゃる方々がいらっしゃいますので、まず、総合的な防火防災診断という事業をご理解いただいて、協力していけば、それはいい事業だねということで、いろいろ情報はいただけるのではないかなという提言もいただいております。つい先日なのですが、各消防署に対して、連携をとってくださいということで、通知文を発出したところでございます。おそらく、ある程度のそういう認知があれば、お声がけいただけるのではないかなと期待はしております。

例えば地域の人たちが普段から通っていて、実はあそこに人が住んでいた。実際行ってみたら異臭がしたので、警察の方と行ってみたら、もう実はお亡くなりになっていたとか、そういう情報もありますので、そういう情報もうまく連携をとっていければ、まさに火災予防の対策にも使うことができるのではないかなと考えております。

【委員】

今回スマートシティということで、データを使って、ITを使ってということは非常に重要になってくると思うのですが、そのときにこれまでの診断というのがデータベース化できているのかとか、診断項目と、今回いわゆる火災が起きたところのリスク要因とかが浮かび上がってきたときに、ちゃんと連動してこの診断の部分の項目が変わっていくとか、そういうことをずっと考えられているのでしょうか。

例えば、診断がアプリになってきていて、重要なところで共有されてきてとか、リスクを学習していくとか、そういうのはどうでしょうか。

【庁内関係者】

今委員のおっしゃった、アプリまではなかなか想像していなかったのですが、総合的な防火防災診断を実施したところのデータは各消防署で把握しています。

実際に、そこで住宅火災とか発生したものを突き詰めていけば、そちらのほうはデータをとっていただいて、可能ではないかと思えます。

【委員】

データをとっているというのは、どういう形態、つまりもう電子化できているとか、いわゆる紙ベースの資料なのかとか。

【事務局】

診断の内容と火災のデータから導き出される要因、そういったものの連動というのはこれからのお話

になるかと思えます。今回のこの審議会の中で、リスト、あるいは危険要因のカテゴリー化ですとか、そういった部分については、今後可能な範囲で診断の項目に反映させていただくとか、アプリというお話もありましたけれども、より使いやすい形にというのは、今後とっていくべき対策として捉えたいと思います。

【委員】

ヘルスケアの分野では、個人の、いわゆる健康診断結果がだんだんいろいろつながってきて、行政でそれをデータベース化して、本人にどういうふうにダッシュボードで返していくかとか。つまり、スマート社会というのは、データを基軸にそういうことになっていると思うのですが、これは建物とか、高齢者が住んでいて認知症だったとか、部屋が狭かったとか、そういう掛ける、掛ける、掛けるでスコアが出てきて、そこに自動的にどなたかに定期的に行っていただくとか、大丈夫なところには資源割かずにと、そういうAI的なところを多分入れていかないと、スマートシティの中でという形にはならないと思いますので、何かそういう設計をどこかでされて、この総合的な防火防災診断で効果が上がっているというのをEBPMで、どういう効果が、かけたお金とかけた点を出していかないと、今後はなかなか続いていかないのではないかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

1点、教えていただきたいのですが、健康という部分はものすごく個人情報の部分だと思うのですが、例えば、自治体の健康診断を受けた人のデータというのを把握して、そこからフィードバックというのは割とたやすいのかなという気はするのですが、それ以外の方も、データの中に含まれているという理解でよろしいのですか。

【委員】

健康のほうでは、福岡市などが健康情報プラットフォームというすごい、住民の方の健康情報をつないでいったものがある、そのプラットフォームだと、行政利用であれば、地域を入れて、40代・女性・腹囲リスクがあり・なしで、心疾患の発症割合が出るものが作られたというので今、統計利活用で表彰されています。

そういうふうに見ると、腹囲リスクというのはものすごく気にしなければいけないのだというこちらのフィードバックになってきているという話もあるし、もちろんそれは行政利用と個人情報になったときには、個人が自分でそれを出して行って、その中で診断に使う了承が出てきたら情報がとれたりしますので、それは個人健康リスクになりますが、今回の場合は、建物の火災リスクも同じようなことだと思うのですが、そういうスキームを作っていくって、診断というのを考えて、診断と実際に起きたもののプロファイリングとか、データベースとかの活用とかいうことを多分、消防も考えていかれていると思います。

【議長】

今回、諮問の表題に「スマート」とあるので、そういう意味では今までの分析手法のやり方をスマート化するということは必要で、今ご指摘いただいたように、リスクアセスメントをいかに、ビックデータまでいかないかもしれませんが、データをきちんと取得した上で、どういうところにリスクがあるかということ进行分析し、なおかつそれをどのようにしてスマートシティで生かしていくかということも、提言の中では、従来の解決方策のやり方とは若干違った、スマートシティにおけるところを考えると、もう少しどうしたらいいかということも考えていく必要があるかなと思いますね。

【事務局】

ありがとうございました。

【議長】

他、いかがでしょうか。

【委員】

ガスだと、法定点検がありますよね、4年に一度とか。こちらの資料4-5の6ページにも、電気やガス事業者との協力関係との記載があります。主婦連が関わっている例では、プロパンガス供給業者さ

んが、点検に行くときに高齢者の見守りも一緒にやりますよということを地域の自治体と連携してやっている地方が結構おありです。

ガス機器を使っているお宅に限られるかもしれませんが、必ずおうちに入れるのはガスの点検の方なので、おうちの中のことが分かり、また、困っていることが分かるので、高齢者の見守りにも有効に発揮しているということ、私たちも見聞きしています。火災予防にもそういう方法も活用したらどうでしょうか。

また、資料4-2で「STOP!住宅火災」で、「住宅防火10の心得」というのがあって、この6番に「コンセントの掃除を心掛けましょう」とあります。ガスが原因の火災が多そうだけれども、実は火災の原因は電化製品のほうが多いと学習会で勉強しています。例えば古い扇風機から発火する例があり、古いものは丈夫なので結構使っている方は多いです。この「10の心得」はどういった統計から出てきたのでしょうか。「古い電気器具は使うのをやめましょう」があってもいいのではないかと思います。さっきの、実際の事例の中にもショートしたとかいう話がありましたが、そういう実際のところから「10の心得」が書かれていればいいのですが、電気のことが6番目だったので、根拠を知りたいと思いました。

そういう古い家電やガス機器使用の懸念から、長期使用製品の点検制度というのも始まって10年です。これは指定された機器は購入時に登録しなければならないのですが、なかなか登録件数も少なく、点検は有償なので点検する人も少ないからどうしようと、なっています。これは経産省の管轄ですが、せっかく作った制度があまり生かされていないから、もしかしたらなくなってしまうかもしれない状況です。

そういった、さまざまな制度を上手に使うって火災を減らすために、積極的な連携をしていただきたいと思います。ITの活用で、そういった情報を共有することが火災予防にすごく生かされるのではないかなというのが、私の考え、感想でございます。

【事務局】

ありがとうございました。資料の6ページ「総合的な防火防災診断」のほうで、一番下の実施者のところで、ご協力いただいている中にガス事業者さん、電気事業者さんは一応入れてございます。

実際のところ、ガスと電気の自由化で、お宅によってガス会社さんが違う等、自由化になる前に比べてなかなか難しい部分もございますので、このところは今後検討していく必要があると思います。

【庁内関係者】

補足で。今事務局からもありましておおり、先ほど言ったいろいろな関係機関とやらせていただいています、特に区以外、市町村さんは結構LPガスを使っているところもありますので、そういうLPガスの事業者さんたちが定期的に回っているところもございます。また、電気については、東電さんも中まで入るということはしていないと聞いております。中に立ち入るということ自体がハードルが高いところではあるのですが、ケアマネジャーさんとか、包括支援センターの方とか、そういう方たちと一緒に実施することで住民の方も安心して、我々は防災部門、包括支援センターの方はどちらかというと生活部門というのですか、ということですね。すみ分けをして、ずっと1時間も2時間もいられるわけではございませんので、うまく連携をとりながら、我々消防が火災危険とか、日常生活事故の部分とか、どこに重きを置いて、少ない時間でやろうかということも今回の14期提言の中にもございますので。いろいろな機関と、またはいろいろな周りの人たちと連携しながらやっていくというのも、今後やっていければと考えております。

【議長】

ありがとうございました。

時間がかかり押していて、次に、議題が残っていて、今後の分析と解析というところの紹介をいただいた後に、またもし今のあの検討事項についてご質問、ご意見ありましたら、あわせていただければと思いますが、よろしいですか。

それでは、イトウ、分析調査についてと、今後の検討の方向性についてということで、あわせてご説明をお願いいたします。

【事務局】

今既存の制度の説明をさせていただいたのですけれども、この審議会に提供する資料として今後どん

なものを用意していくかということで、「+α」という資料3の真ん中の矢印で書いてあるところをご覧ください。火災調査結果の分析ということで、データベースと、先ほどからちょっとお話した調査書類の詳細分析というのを行っていきたいと思います。あとは国内外のさまざまな住宅防火対策の実態の調査と、あと、先端技術の調査ということで、今いろいろな機器等が出ておりますので、そういった出始めの機器の実態というのを調査して報告したいと思っております。社会の将来像予測ということで、こちらも資料5でちょっと説明させていただいたかと思っております。

資料5で、火災調査結果の分析・解析ということで、今年どういことをやっていこうかということで、①「データ分析」で、過去10年間の火災調査データの分析・解析を行い、住宅火災の発生とか、被害拡大の要因とか、法則性を検討し、また、過去に文献等でその当時やっているものがありますので、そういう時代変化の検証というのもしていきたいと思っております。あとは、今後の社会情勢の変化を考慮した住宅火災の被害予測ということで、いろいろな状況が変わってくるのを別途調べまして、それで今後の被害予測等ができればと思っております。

②「火災調査書類の詳細分析」で、過去10年間の火災調査書類の分析をしたいと思っております。こちら、死傷者発生火災を中心に、生活環境や社会環境や被害拡大に至る詳細な経緯など、データでは把握できない情報について分析したいと思っております。こちらが5年分ぐらい紙ベースであるのですが、それより古いとマイクロフィルムといって、写真で撮ったようなものにしまっているの、なかなか1件1件探すのは大変な作業となっています。

こちらの①と②に関しては、今年度外部委託を行い、客観的な目線で分析等をしてもらおうと思っております。今準備を進めております。どうしても消防側が分析すると効果があるように見せたりとか、客観的に見えない部分もあるかもしれないので、客観的に分析してもらおうと、紙ベースで残っている調査書類を詳細に分析していただくということを考えております。

それによって、今後住宅火災による被害軽減に効果的なさまざまな対策メニューというのを検討していければと思っております。あと、今回火災事例を11例示させていただきましたけれども、そういったいろいろな環境にある世帯が活用可能な対策メニューだとか、どういった世帯を対象にどのような対策を重点的に推進していくのか、効果的なのかというのを今後検討させていただければと思っております。

下の推奨対策選択イメージですが、いろいろなデータ分析と調査書類の分析等でいろいろな主要因を導き出して、それぞれに推奨対策を検討していければと思っております。

2の「社会の将来像の予測」というところで、資料3の右のほうで「10年後を見据えた新たな住宅防火対策」とうたっているのですが、10年後どんな社会になるのかというのは示さないと検討できない部分もありますので、住宅を取り巻く環境とか、ライフスタイルの変化、将来予測のデータの収集というのを、審議会の場で提供していきたいと思っております。

参考資料2に少しその辺りの資料を載せております。1番は、高齢者の人口推計です。2番は、平均寿命とか健康寿命の推移、こちらが上がってきていることが分かります。3番として要介護認定者数の推移ですとか、あとは、4番で後期高齢者の要介護認定と人口増加、5番で世帯数の推移とか、6番では高齢者世帯というのは今後どのように増えていくのかというデータを載せております。4ページからは、個人のインターネット利用者の割合の推移、70を超えると、2017年と2008年では、2017年のほうが当然インターネットを使われている高齢者の方も増えているというデータが出ております。あと、8番で、所属世帯の年収別のインターネット利用率。あと、9番ではスマートフォンの個人保有率の推移ということで、70代だと今2割弱がスマートフォンを使われているという結果になっております。あとは、町内会への加入率の推移等も載せております。

これはサンプルで載せたのですが、今後、こういう社会情勢とか、今後の将来像が分かるようなデータというのを順次追加して、議論の際に活用できる形にしていきたいと思っております。

あと、②として10年後の住宅の住まい方、住宅の先進的未来像の情報収集ということで、各ハウスメーカーさんとかでもいろいろ今、将来の住宅像とかいろいろ展示会をやっていますので、そちらのほうも情報収集して、審議会のほうで報告させていただければと思っております。

【事務局】

続きまして、資料3右側で、若干補足させていただきます。

今お話したような分析を経まして、10年後を見据えた新たな住宅防火対策ということで、こちらにはとりあえず事務局の試案で、丸印は短期的な対策、星印は少し長期的な対策ということで載せさせていただきました。

これからここを充実させていかなければいけないと思っておりますけれども、全て東京消防庁として実

施できるという意味ではありませんが、この部分を充実していくような提言をいただきたいなと思っております。

この中でも、特にスマートという部分もありますので、住宅用火災警報器等の火災の感知の精度を上げること、火災以外の場合と区別する方法、そういう方法が技術を使ってできたら。それから、固定電話というものがどんどん減っていく時代が来ておりますので、携帯電話やI o Tを駆使しまして、早期の通報を消防が受け取れる仕組み、そういった部分を特に重点的に、今後ご検討いただきたいと思っております。

また、情報弱者といわれる個人に対しましては、少し技術でフォローできるような、あるいは、コミュニティをうまく補完するような枠組みについてもご意見いただきたいと思っております。

【議長】

ありがとうございました。

今後の分析を行っていく予定について説明いただいて、あとは、将来予測をした上でどういう対策があり得るかということで、消防庁のほうで考えている対策例を挙げていただきましたが、追加をしたい対策であるとか、このあたりは将来を見据えてというのでいろいろな案があるかとは思いますが、分析の方法としてこういう分析をしておいていただきたいとかというご要望があれば、ぜひお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

データの分析で、消防庁が持っているデータだけでやるのか、さっきの事例を見たら、高齢者で認知症でとか、いわゆる消防が持っていない行政の、詳細は分かりませんが、保健課とか福祉課とか、民生課とか、そういうところが持っているデータとつながないと、リスクの判断は難しく、つなぐと効果的かなと思います。今はそういう行政のデータをいろいろな垣根を越えてつなぐことでスマートが実現するという、健康系はそうやってきているのですけれども、そういうデータの活用でしょうか。つまりよその行政データをつなぐかということはいかがでしょうか。

【事務局】

よその行政データを繋ぐというのは、今のところは難しいです。

例えば、今後の需要予測でこうなっているの、原因はこうなっていくとか、そういう予測はあるかもしれないのですけれども、明確に火災データと結びつける高齢者のデータとか、そういったものをよその行政からもらってやるというところまでは、できていないです。

【委員】

今はできなくても、後にできるように、何か今から仕組みを考えておいたほうが良いと思います。現状では個人データの照合が難しくても、垣根が取り払われたときには、統合が可能になるかもしれませんが、そのことを踏まえて対策をとっておかれるなら、将来、データの統合が可能になった際、よい方向に議論が進むように思います。

統合という点では、他の行政組織との統合という視点と、東京都内だけではなく他の地域とのデータ連携も考える必要があるように思います。例えば、リスク要因を特定したいとき、データ数が多いほうが精度は上がります。多くのデータを集めて活用するという視点についても、プラットフォーム的な場も必要となるので、データ活用の観点から、その場をどう活用するかというのが論点としてあると思います。

あと、一点気になったことですが、今すぐには、使えなくても、後で役に立つかもしれないデータというのは、かなり多くあると思います。例えば、今は活用するシステムやアプリがない、けれども将来的には、システムやアプリを開発されたら、そのデータを取り入れることが、大きな意味があるというようなことです。

その意味で、今いろいろ持っておられ資料、また、紙媒体では残っているとおっしゃったものについて、それらのデジタル化がどこまでなされているか、またできていないなら、さらに重要なところですが、データとして取り込んでおく、またその過程で、可能なら、生データではなく、コード化したものも並列しておくということも、考慮すべきことだと思います。テキストになっているものも、テキスト解析ができますし、今後、その精度は上がるので、今の段階では、保存可能なテキスト、また、それができないのなら、キーワードだけでも、デジタル化し残すことを考える必要があると思います。

さきほど、資料を拝見してのことに戻りますと、ご紹介していただいた、防災診断のデータですが、

これは危ないところの属性について、多くの情報を持つデータです。火災に至らなかったデータも重要で、住まいの中で何を見落としていたら危なかったか、これについて、毎年1万件、集まってくるわけですよね。10年あれば10万件以上になるので、このようなデータの活用を考え、今から蓄積する仕組みというのを作っていくなら、将来、役に立つのではと思います。今、何にすぐ使えるかはわからないのですが、将来を見据えた議論も重要だと思います。

【議長】

将来どうなるか分からない中で、それに備えて、そのときが来たら使えるようにしておきましょうという観点は当然必要ですよね。

今回の件のバックキャストの部分で、将来こうあってほしいといったときに、多分そこまで思いをはせていただくと、こんなデータがあったらいいなというのがすぐ出てきてしまったりと思うので、そういう点で、データは非常に重要。非常に貴重なデータをお持ちだと思うので、それをほかの機関等のデータも活用できる仕組みが、本当はあればよいのですが。この議論は、前回の火災予防審議会のときもありましたよね。ずっと税務署のデータを使えたらいいとか、いろいろあったのですが、なかなかその連携が図られないというところで終わってしまっているの、その辺、いつか垣根が取り払われれば、多分非常に有効なことになると思います。

他、いかがでしょうか。

【委員】

今回いろいろ話を伺わせていただいて、特に早期発見というところも非常に重要なのかなと思いました。そのときに、先ほど質問させていただいたところによるのですが、住警器が義務化されているという中で、とはいえ、例えば、電池が切れて死んでいるとか、そうなるとうと非常にもったいない。こういう事例でいくと、IoT化する1つのメリットとしては、ちゃんと生存確認していて、電池が切れているのか、ちゃんと生きているのかというのを、行政側だったり、サービス側でちゃんと把握できるというのは非常に重要なことかなと思っています。そうすると、火災のうち、きちんとと住警器が生きているということが分かっている、きちんと運用できているので被害が少なくなったとかということがひょっとしたら分かるようになるのかなと思いました。

将来的に重要なビックデータというほどではないかもしれませんが、きちんと裾野を広げて、データをいっぱいとする環境を作るためには、生存確認をしっかりとやるというのが非常に重要なのかなと感じています。

【事務局】

ありがとうございました。

【委員】

分析が基本的に失火に限られているのですが、放火、京都アニメーションの京アニの事件があれだけセンセーショナルに日本社会を震撼させた、これが全く審議会の議論に載ってこないというのも、何かいいのかしらというのがちょっと思います。

特殊な事件ではありますが、でも、実は放火の件数というのは結構多くて、これは警察のほうのデータを参照していただければいいかと思いますが、殺人、強盗と並んだ凶悪犯罪に放火も位置づけられて、裁判員裁判の大きなテーマにもなっているぐらいなのですが。

そういうことに対しても、対策としては早期に消火するとか、同じような、早期に発見するとか、原因が何であっても、同じ対策というのは求められていくのではないかと思いますので、そういうことについても少し基盤、懐を広くして、分析も対策もしていったらいいと思います。

それから、情報発信力としては、せっかく会議ですごくいいことを言っているのに、なかなか外にこの情報が出ていかない。審議会に私も入るまでは知らなかったことがたくさんあるのでというのはもったいないと思うのですよね。だから、いいタイミングで、非常に適当な情報をうまく情報発信していく。ああいう大きな事件があったときに、火災と人命安全というものを掲げている審議会として、何を世の中に訴えていくのかということ、いいタイミングで情報発信するという仕掛けも作っておいたほうがいいのではないかなと、私としては思います。なので、これは将来対策のほうに、そういう情報発信の部分もぜひお考えいただけるといいかなと思っています。

【議長】

社会にきちんとPRして、アピールしてというか、情報発信で、それが公共で利用できるような仕組みまで持っていきましょうということかと思います。

【委員】

警察のデータと、健保のデータと、全部結合できるようなものを考えておかれるといいかなと思います。

【議長】

他、よろしいでしょうか。

【委員】

東京に比べるとかなり高齢化が進んでいる地域とつき合っていることが多いのですが、さっき高齢化率が、今東京は20%ぐらいだと思いますけれども、25年ぐらいまでそのぐらいになっていますよね。それで、全国に比べて高齢化が進んでいる地域から、安全対策とかとやっていたのです。できるだけ早く出火を見つけて何かやろうと昔やっていたのですけれども。

何となく東京は、全国に比べたら高齢化は今ほど進んでいなかったのだから、何か意識が弱い感じがするのですよね。東京の中でも多分濃淡になって、さっき地域によって状況が違っておっしゃいましたけれども、全国のもう少し高齢化が進んでいるところと比べてみると、30%台、40%台といっぱいありますけれども、そうすると将来どうなるかということが少し見えてくる場所があります。

都内でもそうではないかと思うのです。東京都内でも多分濃淡があって、見えてくると思うので、ちょっと東京以外のデータを集めるのが少し難しいようであれば、都内でも高齢化の濃淡とか、それから、地域社会のちゃんと共同体として機能しているかどうかという濃淡があると思うのですけれども、もう少し丁寧に分析をしてみると結構分かるようになるのではないかと思います。

今まで、学者でもあまりやっていないですよね。どうしても東京全体での話になってしまっていて。東京自体ものすごく人口が多いわけですが、その中で、人口も多いし、23区で見たって随分違いますよね。それに違いがあまり今まで考察されてこなかった気がするのです。

【事務局】

ありがとうございます。

【事務局】

データを分析する上で、少し都内の高齢化率ですとか、先ほどもおっしゃっていました地域性ですとか、少し考慮するような分析を検討していきたいと思います。

【議長】

他の都道府県まで行けば多分相当違いがあるのだと思いますけれども、そこまでデータがなかなか手に入らないかも分かりませんが、長谷見先生のご意見を参考に、高齢化がより進んでいるところと、若い世代が多いところというのだと、そこで対策が違ってくるのかどうかというのは、多分また別かもしれませんけれども。将来を見据えるという上では、東京都内がこんな状況に将来なりますというあたりは、認識おいたほうがいいかなとは思いますが。

時間になりましたので、よろしいでしょうか。

それでは、議事のほうを終了させていただきまして、進行を事務局のほうにお返しします。

【事務局】

ご審議ありがとうございました。いただいた内容は、次回以降反映させていただきたいと思います。

以上をもちまして、火災予防審議会人命安全対策部会のほうを終了させていただきます。本日は長時間どうもありがとうございました。